

Q1-2.各種拠点の進出形態による比較をしたいので教えてください。

一般に日本企業の台湾への進出形態としては、現地法人、支店、駐在員事務所の3形態が考えられます。営業活動を台湾で行う場合は、現地法人もしくは支店形態でなくてはなりません。営業活動を行わない場合は、駐在員事務所でも可能です。

現地法人でもっとも一般的にみられる株式会社、支店と駐在員事務所の各形態の設立要件については、下表をご参照ください。

進出形態	株式会社	支店	駐在員事務所
設立の法令根拠	会社法 外国人投資条例	会社法 外国人投資条例	会社法
法人登記	必要	必要	必要
営業登記	必要	必要	不要
株主	最低株主数は、法人株主の場合は1名、個人株主の場合は2名。	—	—
出資者の責任	出資額を限度とする有限責任	台湾支店は、本国法人と同一法人格であり、本社は支店の債務全額に対して返済責任がある。	—
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 董事長(取締役会で互選) ・ 国籍や居住地の制限はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台湾の代表者(本社が指名) ・ 国籍や居住地の制限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台湾の代表者(本社が指名) ・ 国籍や居住地の制限なし
資本金または運営資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低資本金の規定はないが、会社設立後1年以内に外国籍を有する者の就労許可を取得するためには NT\$500 万以上の資本金が必要。ただし、経理人1人だけの場合には、最低 NT\$50 万の資本金があれば就労許可を取得できる。 ・ 特定の業種に関しては、他の法律などにより最低資本金が定められている場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低運営資金の規定はないが、支店設立後1年以内に外国籍を有する者の就労許可を取得するためには NT\$500 万以上の運営資金が必要。ただし、支店長1人だけの場合には、最低 NT\$50 万の運営資金があれば就労許可を取得できる。 ・ 特定の業種に関しては、他の法律などにより最低運営資金が定められている場合がある。 	—
定款	現地法人としての定款が必要。	本社の定款を台湾に据え置かなければならない。	—
株主総会、取締役会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主が1名の会社には株主総会がなく、取締役会がその 	重要事項は、本社の株主総会または取締役会の決議が必要。	—

	<p>責任を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定時株主総会は、少なくとも年に1回。 ・ 臨時株主総会と取締役会は、必要に応じ開催。 ・ 取締役が3人以上いる場合は、取締役会が設置され、会社法上の株主総会決議事項以外の重要事項を決定する。 ・ 取締役会の互選で董事長を選任する。 ・ 取締役が1-2名の場合は、取締役会はなく、各取締役が取締役会の責務を負う。 		
株式・持分の譲渡	株式の譲渡は原則として自由。	—	—
財務監査義務	資本金が NT\$3,000 万以上もしくは年度終了日における労働保険に加入している従業員数が 100 人以上または営業収入純額が NT\$1 億元に達した会社	運営資金が NT\$3,000 万以上もしくは年度終了日における労働保険に加入している従業員数が 100 人以上または営業収入純額が NT\$1 億元に達した支店	—
未処分利益課税	未処分利益を翌年度に配当しなければ、5%の法人税が課される。	—	—
所得の本国送金時の源泉税	外国株主への配当金に対して 21%が源泉徴収される。日本法人への配当は日台租税協定により源泉税を 10%に軽減可能。	課税済所得を本店へ送金する際には、源泉税は課されない。	—
再投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ネガティブリスト」で禁止または制限をされているもの以外は自由。 ・ 外国投資が会社資本金の 3 分の 1 以上の場合、再投資に当たっては事前に經濟部投資審議委員会の認可が必 	再投資を行っても外国法人(本店)の投資とみなされる。	—

	要。		
投資の 撤去方法	解散清算、合併、株式 譲渡など。	本店において、支店の解 散を決議。	